

◆各車種の税率

別表1

車種		年額(円)	車種		年額(円)	
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	1,000	軽自動車	二輪(250cc以下)	2,400	
	総排気量 90cc以下	1,200		三輪	3,100	
	総排気量 125cc以下	1,600		四輪乗用	営業用	5,500
	三輪以上 50cc以下	2,500			自家用	7,200
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	1,600	四輪貨物	営業用	3,000	
	その他(フォークリフトなど)	4,700		自家用	4,000	
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000				

※軽自動車税の納付書による納付場所は、毎年5月に発送する納税通知書または納付書をご覧ください。

◆各車種の申告(手続き)場所など

別表2

車種	申告(手続き)場所など	
原動機付自転車	本庁・市民課または各支所・総務振興課	
小型特殊自動車		
*1 軽自動車 〔二輪(250cc以下)・三輪を含む〕	熊本県軽自動車協会 熊本市東町4丁目14番6号 ☎096(369)7920	財天草自動車協会 市内浜崎町6番21号☎☎5188 ※同協会での手続きには別途手数料がかかります。詳細はお尋ねください。
*2 二輪の小型自動車(250cc超)	熊本運輸支局 熊本市東町4丁目14番35号 ☎050(5540)2086	

◆原動機付自転車・小型特殊自動車における手続きの種類と必要なもの

別表3

手続きの種類		手続きに必要なもの
登録	購入	販売店から購入したとき ・所有者の印かん ・販売証明書
	譲り受け	廃車済みの車両を譲り受けたとき ・新所有者の印かん ・譲渡証明書 ・廃車証明書(標識返納済証明書)
		市外のナンバープレートが付いた車両を譲り受けたとき ・新所有者の印かん ・ナンバープレート ・譲渡証明書 ・車台番号がわかるもの(標識交付証明書など)
	再登録	一度廃車した車両を再度登録するとき ・所有者の印かん ・廃車証明書
変更	排気量変更	排気量を変更したとき ・所有者の印かん ・ナンバープレート ・改造証明書
変更	名義変更	市(旧市町を含む)のナンバープレートが付いた車両を譲り受けたとき ・新所有者の印かん ・譲渡証明書
	標識変更	ナンバープレートの盗難または破損、紛失したとき(ナンバープレートの再交付) ・所有者の印かん ・ナンバープレート ※ナンバープレートの返納がない場合、「廃棄」の手続きと「再登録」の手続きを行う。
	車台変更	新しい車両にナンバープレートを移し変えるとき ・所有者の印かん ・購入した場合は、新車体の販売証明書 ・譲り受けた場合は、譲渡証明書と廃車証明書
廃車	廃棄	使用しなくなったり、廃棄するときなど ・所有者の印かん ・ナンバープレート
	盗難・紛失	盗難または紛失したとき ・所有者の印かん ・盗難届の受理番号、届出警察署名、届出日(盗難の場合) ・ナンバープレートの返納がない場合は、その理由

※窓口に来た人の本人確認を行いますので、運転免許証や健康保険証などを持参してください。

軽自動車税に関する詳しいことは、本庁・市民税課諸税係☎☎1111内線1142へお尋ねください。

## 軽自動車税とは

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、市内に主たる定置場(駐車する場所)がある軽自動車や、原動機付自転車などを所有している人に対して課税される市税です。4月2日以降に廃車や譲渡をしても、月割りで課税したり、還付することはありません。

## 税率と申告場所について

各車種の税率や申告場所については、13ページの別表1・2を、原動機付自転車・小型特殊自動車における各種手続きの種類と必要なものは、別表3をご覧ください。なお、軽自動車〔二輪(250cc以下)・三輪を含む〕・二輪の小型自動車(250cc超)における各種手続きに必要なものは、申告(手続き)をする窓口へ直接お尋ねください。

## 小型特殊自動車の申告も忘れずに!

農耕トラクターなどの「農耕作業用」、フォークリフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、公道を走る走らないにかかわらず、申告をして軽自動車税を納める必要があります。下表に該当する車両を所有している人は、本庁・市民課または各支所・総務振興課で申告をして、緑色のナンバープレートを付けてください。

◆小型特殊自動車の規格と主な車種

区分	規格		主な車種
農耕作業用	最高速度	35km/h未満	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車(コンバイン)、田植え機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車。 ※いずれも乗用装置付のもの。
	長さ	4.7m以下	
その他	幅	1.7m以下	フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレータ、ロードスタビライザ、スクレーパ、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを持つ自動車や同大臣が指定する特殊な構造を持つ自動車など。
	高さ	2.8m以下	
	最高速度	15km/h以下	

※上記規格以外のものは大型特殊自動車となり、固定資産税の課税対象として取り扱われます。

### 障がい者等の軽自動車税を減免

身体・精神・知的障がい者で一定の要件に該当する人が所有する軽自動車など(18歳未満の身体障がい者や、精神・知的障がい者と生計をともにしている人が所有する場合も含む)や、車いすの昇降装置など障がい者のために特別の仕様が施された軽自動車は、申請により軽自動車税が減免になります。

■要件Ⅱ●身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている人で、障がい名と等級が減免の対象となる人●療育手帳を持っている人で、障がいの程度が「A」と記載されている人●精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、障害等級が1級である人。

※いずれも、家族などが運転する場合、使用の目的が本人の通学・通院・通所・生業の場合に限ります。  
■申請時期Ⅱ新規に申請する場合は毎年5月中旬。  
※詳細は本庁・市民税課諸税係(内線1142)へお尋ねを。